

山梨市フィルムコミッション ロケ支援依頼書

山梨市フィルムコミッション 御中

年 月 日

山梨市フィルムコミッションの事業趣旨を理解し、ロケ支援を受けるにあたり、ロケハンおよび撮影その他の活動（以下「撮影等」という）を安全かつ円滑に実施するため、「(別紙)山梨市フィルムコミッション 同意事項」に同意し、ロケ支援を依頼します。

依頼者に関する事項

依頼者	〒 住 所 名 称 代表者
担当者	氏 名 連絡先 TEL : FAX : 携 帯 : メール :

同意事項

質問事項	回答 (○をつけてください)
① 山梨市フィルムコミッションによるロケ現場の撮影・SNSへの投稿を許可する。 (条件を記載：) 条件の例：情報解禁まで投稿しない など	承諾する／承諾しない／ 条件付きで承諾する
② 山梨市フィルムコミッションに撮影の成果物を提出する。	承諾する／承諾しない
③ 作品にこちらの指定するクレジットを入れる。	承諾する／承諾しない
④ 地元メディアによる撮影現場取材を承諾する。	承諾する／承諾しない
⑤ 作品ポスター、サインその他グッズ等を事務局に提供する。	提供する／提供しない

撮影する作品に関する事項

作 品 名	
作 品 種 類	☐ 映画 ☐ ＴＶ番組（ドラマ含む） ☐ ＴＶＣＭ ☐ ＰＶ ☐ 出版物 ☐ その他（ ）
主要な スタッフ	
作品概要 シーン概要	
制作会社名	
配給元 放送局	
公開・放映 日程	予定／決定
添付資料	☐ 企画書 ☐ スケジュール ☐ 台本、脚本 ☐ スタッフ表 ☐ 出演者表 ☐ 絵コンテ、イメージボード等 ☐ その他（ ）

撮影現場に関する事項

ロケハン 日程	
撮影日程	
現場責任者	氏名： 連絡先 TEL： FAX： 携帯電話：
主なロケ地	
撮影人員	ロケハン 名 ロケ 名 (内訳：スタッフ 名 俳優 名 その他 名

撮影車両	ロケバス	台
	乗用車	台
	トラック	台
	ワンボックス	台
	その他	台

支援内容に関する事項

※支援を希望するものにレ点の記入をお願いします。

希望支援 内容	☐ ロケ地選定 ☐ ロケーションに関する資料（地図、写真）の提供 ☐ 公共施設等での撮影交渉協力 ☐ 撮影に関する許可手続きの指導 ☐ 地元住民への協力依頼 ☐ 宿泊施設のご紹介 ☐ その他（ ）
その他依頼 に関する 特記事項	

お問い合わせ

山梨市フィルムコミッション（山梨市役所観光課内）まで

TEL : 0553-22-1111 (内線 2148)

F A X : 0553-23-2800

✕ール : kanko@city.yamanashi.lg.jp

(別紙)

山梨市フィルムコミッション 同意事項

依頼者は、山梨市フィルムコミッション（以下「当F C」とよぶ）にロケ支援を依頼するにあたり、以下の同意事項を了解し、遵守するものとします。

1. 依頼者の一般的義務

- ・依頼者は、自己の責任においてロケハン及び撮影その他の活動（以下「撮影等」）を実施するものとします。
- ・依頼者は、撮影等において、法令等を遵守するものとします。なお、依頼者が法令等を遵守していないと当F Cが判断した場合、支援を中止することがあります。
- ・依頼者は、当F Cとの連絡にあたる担当者を明確にするよう努めるものとします。
- ・依頼者は、当F Cの求めにより、当F Cがロケ支援を実行するために必要な協力または作業を行うものとします。かかる必要な協力または作業が行われない場合には、当F Cは、ロケ支援を実行しないことがあります。
- ・山梨市暴力団排除条例第2条（1）～（3）に定義されるものが撮影に関与してはいけません。

2. 事故等の防止

- ・依頼者は、撮影等を行うにあたり、諸法規を遵守し、事故を防止するよう最善の注意をし、必要な措置をとるものとします。
- ・依頼者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、警察、消防等への通報を含む適切な措置をとるものとします。
- ・撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、依頼者が適切な措置を取らないと当F Cが判断したときは、依頼者は、当F Cの指示に従い直ちに撮影等を中止するものとします。
- ・撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、依頼者は、当F Cに対したちに当該事故その他のトラブルを報告するものとします。

3. 保険

- ・依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入するものとします。
- ・依頼者は、当F Cが紹介したエキストラや、出演者、スタッフその他撮影等に参加する者（以下「参加者等」）を撮影等に参加させる場合には、参加者等に生ずる損害を保険の対象に含めるものとします。
- ・依頼者は、当F Cの求めがあった場合は、保険証書の写しその他依頼者が適切な損害保険に加入したことを証明する書面を当事業に提出するものとします。

4. 現地における調整

- ・依頼者は、撮影等について、地域住民の合意形成がなされるよう最善の措置をとるよう努

めるものとします。当F Cは、合意形成のための措置に関して、撮影者に助言を行うことがあり、撮影者はその助言に基づき必要な措置をとるよう努めるものとします。

- ・依頼者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現場である土地建物等の所有者または管理者等との協議を行うものとし、これらの者から指示があった場合には、かかる指示を遵守するものとします。

- ・依頼者は、撮影等を行うにあたって、騒音、夜間照明その他撮影等現場周辺の住民等の迷惑となる行為を行なう必要がある場合は、当該住民等に十分な説明をおこない、理解を得られるよう努力するとともに、住民等への迷惑を最小限にとどめるために合理的に必要な措置をとるとともに、誠実・懇切・丁寧に態度・行動するものとします。

- ・依頼者は、撮影等現場に観衆が集まることが予想される場合には、合理的に必要とされる警備および交通誘導、交通整理を行うものとします。

- ・依頼者は、撮影等に用いる施設の管理者等の指示を遵守するものとします。

- ・依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えることがないように努めるものとします。また、撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、事前にかかる施設管理者の承諾を得なければならないものとします。

5. 第三者との関係

- ・依頼者は、当F Cが紹介した参加者等について、その送迎、誘導及びスケジュール管理を依頼者の責任で行うものとします。

- ・依頼者は、当F Cから撮影等に関連する業者、団体及び施設並びにその他の第三者（以下「関係者等」）の紹介を受けた場合には、かかる関係者等と依頼者の交渉結果を遅滞なく当事業に報告するものとします。

- ・依頼者は、当F Cが依頼者に紹介した関係者等との間で行う契約の締結その他の取引は、すべて依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、かかる契約を遵守するものとします。

6. 計画

- ・依頼者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュールその他ロケ支援に必要な情報及び資料を、当事業の求めに応じて事前に当F Cに提出するものとします。

- ・依頼者は、当事業に提出した撮影内容、撮影スケジュールその他の計画に変更が生じた場合には、直ちに当F Cに通知するものとします。

7. 原状回復等

- ・依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所または施設等を速やかに原状回復させ、かつ清掃するものとします。

- ・依頼者は、撮影等が終了した後速やかに、撮影等に用いた場所または施設の現況写真を添えて、当事業に撮影等の終了を報告するものとします。

8. ロケ支援の実行

- ・当事業は、依頼者が求めるロケ支援を実行するよう努めるものとします。

・具体的なロケ支援の実行にあたっては、依頼者と当事業は必要な事項について誠実に協議するものとします。

9. 損害賠償

・依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法に従って賠償するとともに、依頼者の費用と責任でかかる第三者に適切に対処し、当F Cに対し、一切の累を及ぼさないものとします。

・依頼者によって当F Cに損害が生じた場合、依頼者は、当F Cに対しかかる損害を賠償するものとします。

10. 免責

・当F Cは、依頼者の撮影等に協力するものであり、依頼者または第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとします。

・依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担するものとします。当F Cは、撮影等に関する費用について責任を負わないものとします。

・依頼者は、ロケ支援の結果、撮影等に必要な許可、同意、協力その他十分なロケ支援の成果が得られない可能性があることを理解し、承諾します。当F Cは、ロケ支援の成果が依頼者にとって十分でないことについての責任を一切負わないものとします。

・当F Cは、撮影等の企画内容によっては、ロケ支援の依頼を受けても、ロケ支援ができないことがあります。その際、当F Cは依頼を受けたロケ支援を実行できないことについて責任を一切負いません。

・依頼者が当F Cのロケ支援に必要な協力もしくは作業を行わず、または当事業の要請に応じない場合には、当F Cは、当F Cがロケ支援を実行しないことについて責任を一切負いません。

・当F Cは、当F Cが依頼者に紹介した関係者等と依頼者との間における契約その他の取引について責任を一切負わないものとします。

11. 広報およびPR

・当F Cは、依頼者に対し事前に相談または通知を行ったうえで、依頼にかかる作品の情報を、製作風景の紹介、作品情報や公式サイトを紹介、独自ポスターの作成その他の方法で当F Cの広報に用いることがあります。

12. 要請事項

本F Cは、撮影者に対し、次の要請をします。撮影者が要請に応じない場合には、本F Cはロケ支援を実施しないことがあります。

- ・本市による撮影等現場の撮影（出演者が映りこまないものに限る）を許可すること。
- ・本市に撮影等の成果物を提出すること。
- ・作品に本F Cの指定するクレジットを入れること。
- ・地元メディアによる撮影等現場の取材を承諾すること。
- ・ホームページおよびSNS等での情報発信に使用する画像や情報を提供すること。

山梨市フィルムコミッション支援依頼書

- ・作品ポスター、出演者のサイン及びその他グッズ等の提供に協力すること。

以上

(改定 令和6年7月 日)